

岐阜県立三光園の指定管理者指定申請に係る審査結果について

平成27年11月9日
岐阜県健康福祉部障害福祉課

1 施設の概要

名 称	岐阜県立三光園
所 在 地	岐阜県山県市大桑3606
設置目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設の管理運営を行い、身体障害者に施設入所支援等の障害福祉サービスを行うことを目的とする。
根拠条例	岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例

2 指定管理者の募集方法

特定者指名

3 指定管理者の募集期間

平成27年8月31日から平成27年9月30日まで

4 申請団体

申 請 団 体 の 名 称	共 同 体 の 構 成 員 の 名 称
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	

5 審査基準

審 査 項 目	配 点
施設管理の基本方針	5
類似施設の管理実績	10
利用者サービスの向上	25
施設の維持管理	5
収支計画	20
組織・体制	10
危機管理	10
経営基盤	5
地域連携	10
計	100

6 審査結果

次のとおり指定管理者候補予定者を決定しました。

<指定管理者候補予定者>

申請団体の名称	主な選定理由
社会福祉法人 岐阜県福祉事業団	申請内容が募集要項に定める基準を満たしていると認められるため。

7 指定管理者の指定

県と指定管理者候補予定者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該指定管理者候補予定者を岐阜県立三光園の指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）